

日 薬 発 第 238 号
令和 5 年 12 月 20 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会長 山本 信夫
(会長印省略)

令和6年度診療報酬（調剤報酬）・薬価等改定について

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、本日、厚生労働大臣と財務大臣による折衝が行われ、以下のとおりとなりました（別添1）。

- | | |
|---|------------------------|
| 1. 診療報酬 | +0.88% |
| ① うち、②～④を除く改定分 | +0.46% |
| 各科改定率 医科 | +0.52% |
| 歯科 | +0.57% |
| 調剤 | +0.16% |
| ② うち、看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種（上記※①を除く）
の引き上げのための特例的な対応 | +0.61% |
| ③ うち、入院時の食費基準額の引き上げ対応分 | +0.06% |
| ④ うち、生活習慣病を中心とした管理料、処方箋料等の再編等の効率化・
適正化 | ▲0.25% |
| 2. 薬価・材料価格 | |
| 内訳) ①薬価 | ▲0.97% (国費▲1,200 億円程度) |
| ②材料価格 | ▲0.02% (国費▲20 億円程度) |
| 合計 | ▲1.00% (国費▲1,200 億円程度) |

また、これを受け、本会のコメントを公表しましたので、併せてご報告申し上げます（別添2）。

別添1：診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定について（厚生労働省）

別添2：令和6年度診療報酬（調剤報酬）・薬価等改定について（令和5年12月20日、日本薬剤師会）

別添1

診療報酬改定について

12月20日の予算大臣折衝を踏まえ、令和6年度の診療報酬改定は、以下のとおりとなった。

1. 診療報酬 +0.88% (国費800億円程度 (令和6年度予算額。以下同じ))

※1 うち、※2～4を除く改定分 +0.46%

各科改定率

医科 +0.52%

歯科 +0.57%

調剤 +0.16%

40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置分 (+0.28%程度) を含む。

※2 うち、看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種 (上記※1を除く) について、令和6年度にベア+2.5%、令和7年度にベア+2.0%を実施していくための特例的な対応 +0.61%

※3 うち、入院時の食費基準額の引き上げ (1食当たり30円) の対応 (うち、患者負担については、原則、1食当たり30円、低所得者については、所得区分等に応じて10～20円) +0.06%

※4 うち、生活習慣病を中心とした管理料、処方箋料等の再編等の効率化・適正化 ▲0.25%

(注) 令和6年6月施行

2. 薬価等

①薬価 ▲0.97% (国費▲1,200億円程度)

②材料価格 ▲0.02% (国費▲20億円程度)

合計 ▲1.00% (国費▲1,200億円程度)

※ イノベーションの更なる評価等として、革新的新薬の薬価維持、有用性系評価の充実等への対応を含む。

※ 急激な原材料費の高騰、後発医薬品等の安定的な供給確保への対応として、不採算品再算定に係る特例的な対応を含む。（対象：約 2000 品目程度）

※ イノベーションの更なる評価等を行うため、後述の長期収載品の保険給付の在り方の見直しを行う。

（注）令和 6 年 4 月施行（ただし、材料価格は令和 6 年 6 月施行）

3. 診療報酬・薬価等に関する制度改革事項

上記のほか、良質な医療を効率的に提供する体制の整備等の観点から、次の項目について、中央社会保険医療協議会での議論も踏まえて、改革を着実に進める。

- ・ 医療DXの推進による医療情報の有効活用等
- ・ 調剤基本料等の適正化

加えて、医療現場で働く方にとって、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度に 2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。あわせて、今回の改定による医療従事者の賃上げの状況、食費を含む物価の動向、経営状況等について、実態を把握する。

4. 医療制度改革

長期収載品の保険給付の在り方の見直しとして、選定療養の仕組みを導入し、後発医薬品の上市後 5 年以上経過したもの又は後発医薬品の置換率が 50%以上となったものを対象に、後発医薬品の最高価格帯との価格差の 4 分の 3 までを保険給付の対象とすることとし、令和 6 年 10 月より施行する。

また、薬剤自己負担の見直し項目である「薬剤定額一部負担」「薬剤の種類に応じた自己負担の設定」「市販品類似の医薬品の保険給付の在り方の見直し」について、引き続き検討を行う。

介護報酬改定について

12月20日の予算大臣折衝を踏まえ、令和6年度の介護報酬改定は、以下のとおりとなった。

改定率 + 1. 5 9 %

(内訳)

介護職員の処遇改善分 + 0. 9 8 % (令和6年6月施行)

その他の改定率(※) + 0. 6 1 %

※賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現
できる水準

また、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果として+ 0. 4 5 %相当の改定が見込まれ、合計すると+ 2. 0 4 %相当の改定となる。

障害福祉サービス等報酬改定について

12月20日の予算大臣折衝を踏まえ、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定は、以下のとおりとなった。

改定率 + 1. 1 2 %

なお、改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+ 1. 5 %を上回る水準となる。

令和6年度 診療報酬（調剤報酬）・薬価改定等について

本日、厚生労働大臣と財務大臣による折衝が行われ、令和6年度診療報酬等改定（診療報酬本体、薬価・材料価格）および介護報酬改定等について合意されました。

診療報酬本体の全体の改定率は+0.88%とされ、このうち、看護職員・病院薬剤師その他の医療関係職種のベア引き上げのための特例的対応分（+0.61%）、入院時食事基準額の引き上げ対応分（+0.06%）、生活習慣病を中心とした管理料や処方箋料等の再編等の効率化・適正化分（▲0.25%）を除く+0.46%を各科改定率（医科、歯科、調剤）として配分することになります。

物価高騰・賃金上昇等の影響により厳しい経済状況が続いている中、薬局従事者の賃金をしっかりと引き上げるためには、必ずしも十分な財源ではありませんが、私どもが主張した賃上げ対応の必要についてご理解いただけたこと、かつ公平な各科の配分比率（1：1.1：0.3）が堅持されたことは感謝申し上げます。

現在、令和6年度診療報酬改定に向けて中医協における議論が進んでいます。薬剤師・薬局に係る事項については、医薬品の供給拠点としての薬局の体制整備ならびに機能強化、薬剤師・薬局のかかりつけ機能の発揮、医療機関および関係施設等と薬局との連携の推進や医療・介護連携の強化、新興感染症対応のための体制整備、そして敷地内薬局に係る評価の適正化等について検討されております。

また、医療DXの推進のため、マイナ保険証の活用による医療情報連携基盤の整備、多職種連携の強化・充実、薬局の業務効率化、さらには医療安全の確保・医療の質の向上を目指して、政府の要請に的確に応えていくことが重要であり、第8次医療計画を踏まえた医薬品提供体制の確立、2025年のみならず2040年を視野に入れた地域共生社会の実現に向けて、薬剤師・薬局の取組がさらに期待されているものと理解しています。

一方、長引く医薬品の供給不足問題の影響により、薬局業務や薬局経営は大きな負担が強いられており、さらに薬価の中間年改定、物価高騰・賃金上昇等による影響を踏まえると、今回の改定は大変厳しい課題を突き付けられたものと認識しています。

今回の貴重な改定財源をもとに、国民・患者への安全・安心な医薬品提供体制の確保、多職種連携・施設連携の推進などに活用し、すべての薬剤師・薬局がかかりつけ機能を発揮し、地域医療の一翼を担う気概を持って国民の健康な生活が確保できるよう、医療の質の向上に取り組んで参る所存です。

令和5年12月20日
日本薬剤師会